

少年非行総合対策委員会設置要綱の制定について

(昭和57年1月21日)
(栃防少第83号栃木県警察本部長通達)

みだしの要綱を別添のとおり定め、昭和57年2月1日から実施することとしたから、次の事項に留意して効果的な運用に努められたい。

記

1 少年非行総合対策委員会設置の趣旨

本県における少年非行は、万引き、乗物盗などのいわゆる遊び型非行を中心に著しい増加を続けていた現状にあり、これら増加傾向に歯止めをかけ、少年非行の総量抑制を図ることは緊急の課題となつてゐる。

このため、県警察本部及び警察署に、少年非行総合対策委員会を設置し、警察の総合力をあげて少年非行の抑止対策を推進するものである。

2 委員会及び幹事会運用上の留意事項

- (1) 幹事会は、それぞれの幹事が所属する部門において実施可能な非行防止施策などを提示して協議し、その結果を本部委員会へ反映させるよう配意すること。
- (2) 本部委員会において決定した事項のうち、警察署委員会の運用上参考となるものは、その都度、署委員長に通知するなど、相互の連絡に配意すること。

別添

栃木県警察少年非行総合対策委員会設置要綱

第1 栃木県警察少年非行総合対策委員会

1 設置

栃木県警察本部に栃木県警察少年非行総合対策委員会(以下「本部委員会」という。)を置く。

2 任務

本部委員会は、少年非行の総合的な抑止対策について検討し、必要な施策の推進を図ることを任務とする。

3 構成

- (1) 本部委員会は、委員長及び委員をもつて構成する。
- (2) 本部委員会の委員長は警察本部長、委員は警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長及び警察学校長をもつて充てる。

4 会議

- (1) 本部委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、本部委員会への出席を求めることができる。

5 幹事会

- (1) 本部委員会に、これを補佐する機関として幹事会を置く。
- (2) 幹事会は、幹事会会长及び幹事をもつて構成し、次に掲げる者をもつて充てる。

幹事会会长 生活安全部長

幹 事 参事官

警務課長

会計課長

生活安全企画課長

地域課長

少年課長

捜査第一課長

組織犯罪対策課長

**交通企画課長
警備第一課長**

- (3) 幹事会の会議は、幹事会会长が必要に応じて招集し、議事を主宰する。
- (4) 幹事会会长は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対し、幹事会への出席を求めることができる。
- (5) 幹事会会长は、幹事会を開催したときは、会議結果を本部委員会へ報告するものとする。

6 庶務

本部委員会及び幹事会の庶務は、少年課において処理する。

第2 警察署少年非行総合対策委員会

1 設置

警察署に、管轄区域における少年非行の総合的な抑止対策を検討し、必要な施策を推進するため、警察署少年非行総合対策委員会(以下「警察署委員会」という。)を置く。

2 構成

- (1) 警察署委員会は、委員長及び委員をもつて構成する。
- (2) 警察署委員会の委員長(以下「署委員長」という。)は当該警察署長をもつて充て、委員は当該警察署の職員のうちから署長が指名するものとする。

3 会議

- (1) 警察署委員会の会議は、署委員長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。
- (2) 署委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

4 会議結果の報告

署委員長は、警察署委員会を開催したときは、会議結果を速やかに本部委員会へ報告するものとする。

5 庶務

警察署委員会の庶務は、当該警察署の生活安全課において行うものとする。